

被扶養者認定に係る添付書類一覧表

添付書類 組合員との続柄			1	2	3	4 いずれかひとつ			5	6	7	8	9
			家族構成申立書	住民票謄本 (戸籍謄本)	在学証明書	①(非課税証明書)	②又は源泉徴収票 給与明細書	③及び収支内訳書 確定申告の写	身体障害者手帳の写 医師の診断書又は	その他	年金証書(改定) の写	基礎年金の番号等 通知書の写	国民年金第3号届 被保険者該当
配偶者	法律婚	60歳未満の者	○	△			△					○	○
		60歳以上の者	○	△			○				○	△	
		長期療養中の者	○	△			○		○		△	○	○
	内縁関係 (未届の妻・夫)	60歳未満の者	○	○			○					○	○
		60歳以上の者	○	○			○				○	△	
		長期療養中の者	○	○			○		○		△	○	○
子	18歳未満の者	○				△							
	18歳以上の者	○	△			△							
	18歳以上の学生	○	△	○		△							
	長期療養中の者	○	△			○		○		△			
父・母	60歳以上で同居の者	○				○					○	△	
	60歳以上で別居の者	○	○			○					○	△	
	60歳未満で同居の者	○				○					△	○	
	60歳未満で別居の者	○	○			○					△	○	
	長期療養中の者	○	△			○		○		△	△		
祖父母		○	○				○		△		○	△	
孫・弟・妹		○	△	△			○		△		△		
上記以外の三親等内親族(同居に限り認定)		○	○	△			○		△		△	△	
(該当する場合必ず添付)	社会保険を喪失した場合				<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険給付の受給に関する届出書等 ・資格喪失証明書 								
	傷病手当金(出産手当金)等を受けている場合				<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金(出産手当金)等の受給を証明する書類 								
	配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹等で別居している場合				<ul style="list-style-type: none"> ・別居世帯全員の住民票 ・送金証明(銀行の振込受領書、ATMの利用明細等) ・扶養協議書および協議者の収入証明 								
	年金を受給している場合				<ul style="list-style-type: none"> ・全ての年金証書等の写(厚生年金基金・個人年金・生命保険含む) ・父母・祖父母の場合、双方の収入証明書等の写し 								

※○印は必ず提出、△印は該当する場合添付。

※妻、父・母、祖父母に関しては、60歳以上の方で年金証書が無い場合は「基礎年金番号通知書の写」を提出してください。

※必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

認定に係る主な添付書類

事由	認定日	添付書類
出生	出生日	
婚姻	婚姻日	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻日が確認できる書類（戸籍謄本・婚姻届受理証明書など） ・国民年金第3号被保険者届 ・基礎年金番号通知書の写し
退職	退職日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> ・退職証明書 ・雇用保険給付の受給に関する届出書 ・国民年金第3号被保険者届（配偶者のみ） ・基礎年金番号通知書の写し（配偶者のみ）
所得減少	恒常的な収入の減少日	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書（収入減少の確認） ・給与支払明細書の写し（認定後2～3ヶ月分） ・国民年金第3号被保険者届（配偶者のみ） ・基礎年金番号通知書の写し（配偶者のみ）
雇用保険受給満了	受給終了日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証の両面の写し ・国民年金第3号被保険者届（配偶者のみ） ・基礎年金番号通知書の写し（配偶者のみ）
同居	同居日	<ul style="list-style-type: none"> ・収入に関する証明書類 ・住民票

被扶養者の認定の基準となる所得について

組合員の被扶養者として認定できる者は、組合員の収入により生計を維持している者で、その被扶養者の認定要件としての基準となる所得は「130万円(月額108,334円)未満」です。ただし、障害を支給事由とする給付又は60歳以上の者であって、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金による所得である場合は「180万円(月額150,000円)未満」となっています。また、認定上の所得は、所得税法上の所得をさすものではなく、被扶養者として認定しようとする者の年間における恒常的な収入総額です。

- (1) 給与所得……収入の総額
- (2) 事業所得……総収入から必要経費を控除した額
- (3) 資産所得……総収入から必要経費を控除した額
- (4) その他……収入の総額(雇用保険、傷病手当金、年金・恩給、利息等)

※ 必要経費とは、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められた経費をいう。

必 要 経 費 控 除 科 目

科 目	小 売 業	飲 食 業	アパ-ト経営	理 美 容 業	そ の 他	科 目	農 業 所 得 用
売 上 原 価	○	○	—	○	○	雇 人 費	○
租 税 公 課	×	×	×	×	×	小 作 料・賃 借 料	○
荷 造 運 賃	※△	×	×	×	×	減 価 償 却 費	×
水 道 光 熱 費	△	△	×	△	△	貸 倒 金	×
旅 費 交 通 費	×	×	×	×	×	利 子 割 引 料	×
通 信 費	△	△	△	△	△	租 税 公 課	×
広 告 宣 伝 費	×	×	×	×	×	種 苗 費	○
接 待 交 際 費	×	×	×	×	×	素 蓄 費	○
損 害 保 険 料	×	×	×	×	×	肥 料 費	○
修 繕 費	○	○	○	○	○	飼 料 費	○
消 耗 品 費	△	△	△	△	△	農 具 費	○
減 価 償 却 費	×	×	×	×	×	農 薬 衛 生 費	○
福 利 厚 生 費	×	×	×	×	×	諸 材 料 費	○
給 料 賃 金	○	○	○	○	○	修 繕 費	○
外 注 工 賃	×	×	—	×	×	動 力 光 熱 費	△
利 子 割 引 料	×	×	×	×	×	作 業 用 衣 料 費	△
地 代 家 賃	△	△	△	△	△	農 業 共 済 掛 金	×
貸 倒 金	×	×	×	×	×	荷 造 運 賃 手 数 料	○
研 修 費	×	×	×	×	×	土 地 改 良 費	○
雑 費	×	×	×	×	×	地 代 家 賃	○
青 色 申 告 控 除 額	×	×	×	×	×	雑 費	×

※は運送業のみ○

注1 ○×△は必要経費として計上された経費

注2 △の項目については、原則として自家消費分との区別が明らかである場合を適とする。

注3 給料・賃金については、その事業を行うにあたり、最小限の業務補助的な人件費とすべきものであり、従業員一人に対し130万円以上の給料を支給していたり、複数の者に合計130万円以上の給料等を支給している場合は控除不可とする(その給料により生計を維持している者がいるのに、その者が扶養されていることは社会通念上不合理であることによる)